

ガス料金等の改定について

(長岡市越路地区、三島地区・与板地区、栃尾地区)

平成 22 年 8 月 12 日
北陸ガス株式会社

北陸ガス株式会社は、平成 22 年 5 月 14 日に関東経済産業局長へ申請しておりました、長岡市越路地区、三島地区・与板地区、栃尾地区における原料費変動分の料金改定と原料費調整制度の導入を主な内容とする一般ガス供給約款の変更につきまして、本日認可を受けました。平成 22 年 10 月 1 日を実施日としまして、供給約款と選択約款をあわせました小口部門のガス料金を、現行に比べて越路地区は平均 9.16%、三島地区・与板地区は同 5.11%、栃尾地区は同 6.54%それぞれ引き上げさせていただきます。

また、平成 22 年 10 月検針分以降のガス料金は、料金改定とあわせて新たに導入いたします原料費調整制度に基づきまして、従量料金単価を毎月調整いたします。10 月検針分に適用される従量料金単価は、貿易統計値が発表され次第お知らせいたします。

このたびの改定は、長岡市からガス事業を譲受けました越路、三島・与板、栃尾各地区のガス料金につきまして、長岡市との合意に基づき、譲受けから 1 年間据え置いた後の平成 22 年 10 月 1 日より、原料費変動分の料金改定と原料費調整制度の導入を実施させていただくものです。

これは、新潟・長岡・三条地区において本年 1 月より実施いたしましたガス料金の改定と同様に、当社が都市ガス原料を購入しております卸元事業者が、国産天然ガスと輸入 LNG (液化天然ガス) の混合ガスを卸供給することに伴い、原料ガスの卸売価格を実質的に引き上げる内容を含む新たな価格体系を導入したことが理由です。

なお、同じく長岡市との合意に基づき、譲受けから 3 年後となる平成 24 年 10 月より、新潟・長岡・三条地区と同一のガス料金を適用する予定です。あわせてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当社は、今後とも経営全般にわたる効率化を推進するとともに、都市ガスの安定供給、保安の確保、お客さまサービスの向上に努め、お客さま、地域社会ならびに株主の皆さまからご信頼をいただける企業を目指してまいります。

以 上

<問い合わせ先>

北陸ガス株式会社 総合企画グループ
担当 小出 TEL : 025-245-2214

<別紙>

【 主 な 変 更 内 容 】

1. ガス料金の改定

(1)供給約款

供給約款料金を、現行に比べて越路地区は平均 9.08%、三島地区・与板地区は同 5.04%、
栃尾地区は同 6.39%それぞれ引き上げさせていただきます。

①新供給約款料金表（税込）

<越路地区（43.0メガジュール/m³）>

適用区分	1 カ月のご使用量	基本料金 (月額)	従量料金単価 (1 m ³ につき)
A	0 m ³ から 25 m ³ まで	672.00 円	113.23 円
B	25 m ³ を超え 250 m ³ まで	714.00 円	111.55 円
C	250 m ³ を超える場合	1,572.90 円	108.11 円

<三島地区・与板地区（41.8605メガジュール/m³）>

適用区分	1 カ月のご使用量	基本料金 (月額)	従量料金単価 (1 m ³ につき)
A	0 m ³ から 25 m ³ まで	567.00 円	114.38 円
B	25 m ³ を超え 250 m ³ まで	577.50 円	113.96 円
C	250 m ³ を超える場合	591.15 円	113.91 円

<栃尾地区（41.8605メガジュール/m³）>

適用区分	1 カ月のご使用量	基本料金 (月額)	従量料金単価 (1 m ³ につき)
A	0 m ³ から 25 m ³ まで	651.00 円	95.46 円
B	25 m ³ を超え 250 m ³ まで	693.00 円	93.78 円
C	250 m ³ を超える場合	1,120.35 円	92.07 円

②標準家庭における影響額（税込）

<越路地区（43.0メガジュール/m³）>

ご使用量	新料金	現行料金	引き上げ額
45 m ³ /月	5,733 円	5,276 円	457 円

<三島地区・与板地区（41.8605メガジュール/m³）>

ご使用量	新料金	現行料金	引き上げ額
47 m ³ /月	5,933 円	5,653 円	280 円

<栃尾地区（41.8605メガジュール/m³）>

ご使用量	新料金	現行料金	引き上げ額
47 m ³ /月	5,100 円	4,806 円	294 円

* 各地区の標準家庭におけるご使用量は、新潟・長岡・三条地区におけるご家庭 1 件・
1 カ月あたりの平均ご使用量（平成 13 年度～17 年度の 5 年間の実績、41.8605 メガジ
ュール/m³）に基づいております。

(2)選択約款

選択約款料金を、現行に比べて越路地区は平均 11.10%、三島地区・与板地区は同 6.61%、
栃尾地区は同 8.51%それぞれ引き上げさせていただきます。

2. 原料費調整制度の導入

平成 22 年 10 月 1 日より原料費調整制度を導入します。これは、為替レートや原油価格の変動等による原料価格（LNG 貿易統計値）の変動に応じて、毎月、ガス料金の従量料金単価を調整する制度です。

[調整額の算定方法]

①平均原料価格の算定

平均原料価格 = LNG 平均価格 × 原料ガスにおける LNG 構成比

	越路地区	三島地区・与板地区	栢尾地区
LNG 構成比	0.27	0.28	0.28

②原料価格変動額の算定

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

	越路地区	三島地区・与板地区	栢尾地区
基準平均原料価格	13,910 円/トン	14,430 円/トン	14,430 円/トン

* 基準平均原料価格は、平成 22 年 3~5 月の貿易統計の数量と価額から算定した LNG 平均価格をいいます。

③調整額（1 m³あたり）の算定

調整額 = 原料価格変動額 ÷ 100 円 × 換算係数 × (1 + 消費税率)

	越路地区	三島地区・与板地区	栢尾地区
換算係数	0.076	0.074	0.076

* 換算係数は、LNG 価格が 1 トンあたり 100 円変動した場合に、ご使用量 1 m³あたり調整する金額（税抜）をいいます。

④原料価格がガス料金へ反映されるサイクル

平成 22 年							⇒原料費調整制度を適用		
3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
基準平均原料価格									
	3 カ月の平均原料価格						料金反映		
		3 カ月の平均原料価格					料金反映		
			3 カ月の平均原料価格					料金反映	

3. 越路地区の標準熱量の変更

越路地区の供給ガスの標準熱量を、これまでの実績に基づき、現行の 41.8605 メガジュール / m³から 43.0 メガジュール / m³へ変更いたします。なお、ガス種は 13A のまま変更ありませんので、現在お使いのガス機器をそのままお使いいただけます。

4. ガス料金に関するその他の変更

(1)延滞利息制度の導入（平成 22 年 9 月 1 日より）

現行の早収・遅収料金制度に替えて、新たに延滞利息制度を導入します。

* 早収・遅収料金制度は、ガス料金のお支払いが、ガス料金払込書の発行日の翌日より起算して 20 日以内の場合には早収料金を適用し、21 日目以降の場合には遅収料金（早収料金の 3% 割り増し）を適用する制度です。

* 延滞利息制度は、ガス料金のお支払いが支払期限日を経過した場合に、その経過日数に応じて 1 日あたり 0.0274%（年率約 10%）の率で算定した延滞利息をいただく制度です。ただし、支払期限日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合はいただきません。

(2)支払期限日の変更（平成 22 年 9 月 1 日より）

ガス料金の支払期限日について、現行のガス料金払込書の発行日の翌日より起算して 50 日目から 30 日目へ変更します。また、平成 22 年 10 月 1 日より、ガス料金の支払期限日の起算日を支払義務発生日（検針日等）の翌日へ変更します。

(3)クレジットカード払いの導入（平成 22 年 10 月 1 日より）

ガス料金のお支払い方法にクレジットカード払いが加わります。このクレジットカード払いは、お客さまから当社へ事前にご提出いただくお申込書に基づき、クレジットカード会社を通じて自動的に毎月のガス料金等をお支払いいただく仕組みです。従来の口座振替やコンビニエンスストア等での払込みに加え、クレジットカードによるお支払いを取り扱うことで、支払い方法を多様化し、お客さまサービスの向上を図ります。

* クレジットカード払いのお取扱いは、一般ガス供給約款料金に限ります。また、当社のお支払い窓口等で、クレジットカードのご提示により、直接お支払いいただく方法ではありません。

以 上